

# 介護予防支援・第1号介護予防支援利用契約書

社会福祉法人 大協会  
池田市伏尾地域包括支援センター

## 介護予防支援・第1号介護予防支援利用契約書

[ ]様（以下、「利用者」という。）と社会福祉法人大協会（以下、「事業者」という。）は、指定介護予防支援及び第1号介護予防支援（以下「介護予防ケアプラン」という。）の利用について次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法等関連法令及びこの契約にしたがい、公正中立な立場から、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、利用者に対し、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを作成するとともに、介護予防サービス及び第1号事業（以下「介護予防サービス等」という。）の提供が確保されるよう介護予防サービス等の事業者その他の事業者、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

（介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの作成等）

第2条 事業者は、次に定める事項を当該指定介護予防支援事業所の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）に担当させ、利用者が介護予防ケアプランを適切に利用することができるように、利用者の依頼を受け、利用者の心身の状況、置かれている環境並びに利用者及び利用者の家族の希望等を勘案し、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの作成、作成後の援助等介護予防ケアプランの提供を行うものとする。

- 一 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの作成
  - 二 介護予防サービス等の提供の連絡調整（サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供）
  - 三 サービスの実施状況の把握及び介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント等の評価
  - 四 給付管理
  - 五 利用者の状況の把握
  - 六 介護予防サービス等に関する情報提供・相談、その他相談業務等
  - 七 要支援（要介護）認定等の申請に対する協力、援助
  - 八 基本チェックリストによる事業対象者認定等の申請に対する協力、援助
- 2 事業者は、介護予防ケアプランの作成にあたって利用者が複数の指定介護予防サービス事業者（介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう）等を紹介するよう求めることができることにつき説明を行い、理解を得なければならない。

（業務の委託）

第3条 事業者は、前条に掲げる介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの作成等の業務の一部を、居宅介護支援事業者に委託して実施することができるものとする。

（介護予防ケアプラン提供の実施方法）

第4条 事業者が利用者に対して提供する介護予防ケアプランは、別紙記載の「介護予防支援・第1号介護予防支援提供の実施方法等について」（以下「別紙」という。）に基づき実施するものとする。

2 利用者又はその家族は、事業者が提供する介護予防ケアプランの内容が別紙に基づいて実施されていないと認められるときは、事業者に対して説明を求め必要に応じて改善を申し出ることができるものとする。

(料金)

第5条 この契約書に基づき、事業者が提供する介護予防ケアプラン等に関する料金は別紙のとおりとする。

(契約期間)

第6条 この契約の有効期間は令和 年 月 日から利用者の要支援認定又は事業対象者の有効期間が満了する日までとする。

2 契約期間の満了30日前までに、利用者から事業所に対し、文書による契約終了の申出がない場合には、この契約は次の要支援認定又は事業対象者の有効期間が満了する日まで自動更新するものとする。

(契約の終了)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了するものとする。

- 一 利用者が要介護認定、認定非該当若しくは基本チェックリスト非該当となった場合。
- 二 利用者が事業者の事業実施地域から他地域へ転居・転出した場合(特に事業者が認めた場合を除く)。
- 三 利用者が介護保険施設、居住系サービス等施設等の入所・入院・入居等した場合。
- 四 第8条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 五 第9条に基づき、事業者から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 六 利用者が死亡したとき。

(利用者の解約権)

第8条 利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができるものとする。この場合には、1カ月以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されるものとする。

2 利用者は、次の各号に事業者が該当する場合には、直ちに契約を解除することができるものとする。

- 一 事業者が、正当な理由なく、介護保険法等関係法令及びこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠ったとき。
- 二 事業者が、守秘義務に違反したとき。
- 三 事業者が、破産等事業を継続する見通しが困難になったとき。

(事業者の解除権)

第9条 事業者は、利用者に対し、利用者の非協力など利用者及び事業者間の信頼関係を損壊する行為をなし、改善の見込みがないため、この契約の目的を達することが不可能となったときは、1カ月以上の予告期間をもってこの契約を解除することができるものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業者は、利用者に対する介護予防ケアプランの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族及び市町村関係窓口に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、利用者に対する介護予防ケアプランの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(高齢者虐待防止)

第11条 事業者は、利用者やその家族等の人権の擁護・虐待の防止等のため、従業者の人権意識の向上やその知識や技術の向上に努めるものとする。

(秘密保持)

第12条 事業者の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の情報を漏らしてはならない。

2 事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の情報を漏らすことがないように、必要な処置を講じなければならない。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(苦情対応)

第13条 事業者は、提供した介護予防ケアプランに苦情がある場合又は事業者が作成した介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントに基づいて提供された介護予防サービス等に関する苦情の申立て及び相談があった場合には、迅速かつ適切に対応するものとする。

2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするものとする。

(記録の整備、閲覧)

第14条 事業者は、利用者に対する介護予防ケアプランの提供に際して作成した記録、書類をサービス完了日から5年間保管しなければならない。

2 事業者は、利用者又は利用者の家族に対し、保管する利用者に関する記録、書類の閲覧、謄写に応じなければならない。但し、謄写に要する費用は、利用者又はその家族が負担するものとする。

3 事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合、その他利用者から申出があった場合には、直近の介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第15条 事業者は、介護予防ケアプランを利用している利用者が次のいずれかに該当する場合は、市町村に通知するものとする。

一 正当な理由なしに予防給付及び第1号事業等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態等の程度を増進させたと認めるとき。

二 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(信義誠実の原則)

第16条 事業者と利用者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとする。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険に関する法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第17条 利用者と事業者は、この契約についてやむを得ず訴訟となる場合は、事業者の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意するものとする。

本契約を証するため、利用者及び事業者は記名押印のうえ本契約書を2通作成し、利用者及び事業者が各1通保有する。

令和 年 月 日

利用者 住所 池田市 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話 \_\_\_\_\_

上記代理人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話 \_\_\_\_\_

事業者 住所 大阪府池田市伏尾町12-1  
名称 社会福祉法人 大協会  
代表者 理事長 加納 繁照 印

事業所 住所 大阪府池田市伏尾町12-1  
名称 池田市伏尾地域包括支援センター  
電話 072-752-1649

指定介護予防支援事業所の表示

名称	池田市伏尾地域包括支援センター 事業所番号【 2702500030 】
所在地	〒563-0011 大阪府池田市伏尾町12-1
電話番号等	TEL：072-752-1649 FAX：072-754-1326

